

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	宍粟市特別職報酬等審議会（第1回）	
開 催 日 時	令和2年11月11日（水）13時30分から14時40分まで	
開 催 場 所	宍粟市役所 4階 402会議室	
議長（委員長・会長） 氏 名	大坪津義会長	
委 員 氏 名	（出席者） 谷笹摩弥職務代理、岡前佳津子委員、石原政司委員、山國和志委員	（欠席者） なし
事 務 局 氏 名	企画総務部 前田部長、砂町次長、菅野課長、岩本係長 議会事務局 小谷事務局長、小椋係長	
傍 聴 人 数	0人	
会議の公開・非公開の 区分及び非公開の 理 由	☒ 公開・非公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	（議題及び決定事項） ・市長等の特別職及び議会議員の期末手当支給割合について、おもに以下の点を踏まえ総合的に判断し、人事院勧告と同様に0.05月分引き下げ、4.15月とすることが適当である。 ①当市の財政状況が好転したとはいえ現状維持といえる状況 ②新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う市民感情 ③新型コロナウイルス感染症が経済に与えた影響を踏まえた人事院勧告がなされていること	
会 議 経 過	別紙のとおり	
会 議 資 料 等	別紙のとおり	
議 事 録 の 確 認 （記名押印）	（委員長等） 会長 大坪 津義 ㊟	

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
前田部長	1. 開会 2. 副市長あいさつ 3. 会長あいさつ 4. 諮問及び諮問の趣旨説明 それでは、次第4の「諮問及び諮問の趣旨説明」に入りたいと思います。 まず、副市長から諮問書を提出していただきます。
中村副市長	今回、宍粟市特別職の期末手当の支給割合につきまして諮問させていただきます。その趣旨としましては、令和2年度の人事院勧告におきまして、期末手当支給率を0.05か月引き下げる改定が行われたことを受けまして、市長、副市長及び教育長並びに市議会議員の期末手当支給割合を人事院勧告に準じて改定することにつきまして、ご審議いただきますようお願いいたします。
前田部長	ありがとうございます。副市長につきましては、この後会議等がありますので、ここで失礼させていただきます。
副市長	いろいろお世話になります。よろしくお願いいたします。
岩本係長	会議の前に…。今、机上にマイクを置かせてもらっております。 これは会議録を作成支援したりする用のものになりますが、発言されるときに、目の前に持ってきていただけたら、特にボタンを押さずに、発言していただけますので、この後、次第5の「資料説明及び質疑、審議」から録音をさせていただきます。 よろしくお願いいたします。 おそらくずっと目の前に置いておきますと邪魔になるかと思います。適宜、外していただけたらと思います。 特に使い方としては何もなく、前で話していただくだけとなります。
前田部長	そういうことでマイクの利用をお願いします。 続いて5番に入る前に、本審議会の公開・非公開について、お諮りをしたいと思います。 本日お配りしております資料の3ページにあります「宍粟市附属機関等の設置及び運営に関する要綱」の第6条の規定により、本審議会は原則として、公開するものとあります。

	ただ、会議を公開することによって、率直な意見の交換や、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合は、会議の全部又は一部を公開とすることができます。 それにつきまして、委員の皆さんから、公開・非公開について、意見がありましたらよろしくお願いいたします。
大坪会長	事務局から、公開・非公開についてありましたが、どうでしょう。 今まではどうでしたか。
前田部長	前は公開となっています。
大坪会長	同じでよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
大坪会長	それでは公開をお願いします。
前田部長	ありがとうございます。それでは公開ということで。 なお、この審議会の会議録につきましては、発言者の部分につきましては黒塗りで、ホームページで公開はさせていただきたいと思います。 それでは5番「資料説明及び質疑、審議」に入っていきます。 ここからの進行につきましては、ああああからお願いいたします。
大坪会長	5 資料説明及び質疑、審議 それでは5番目の「資料説明及び質疑、審議」ということで、事務局の方からお願いします。
菅野課長	私のほうから、資料の説明ということで、ポイントだけになりますが、説明をさせていただきます。 事前に委員の皆様には、御手元のほうに資料をお届けしております。 先ほど、副市長の挨拶にもありましたけども、今回、人事院勧告ということで、0.05か月分の期末手当の削減という勧告が出されております。 人事院勧告の趣旨・ポイント等は、資料のとおりなんですが、当日配付資料といたしまして、A3の縦の紙を配らせてもらっています。 こちらが、宍粟市及び県内の類似団体等の特別職、議員等の期末手当の支給率に関する改定状況となります。

	市の名前が1番左にあります。 宍粟市、たつの市と順番にあって、また、市の名前の頭に星印のマークがついていまして、例えば赤穂市とか相生市とか…。こちらは宍粟市と同じ人口だったり産業の構造だったりということで、類団と呼ばれておる市となります。 宍粟市の場合は、現行の報酬額ということで、特別職（市長）、議員ということで、それぞれそこに記載しております。 Cの欄が、現行の期末手当が4.2月になっております。 Dの欄は、仮に改定見込率が0.05ということになりますと、影響額が48,400円と19,030円ということで、概算になりますが、計算しています。 同じく、例えば赤穂市ですと、現行が4.5月出ております。 同じく、相生市それから加西市、小野市、西脇市、朝来市、こういった類団のところも、現状では4.5月出ております。 養父市につきましては、こちらに書いておりますとおり、市長、特別職が4.35月、議員の場合が3.95月ということで、人事院勧告とはズレた形の支給割合になっています。 県内の類似団体、それから兵庫県内の団体の状況は、以上のとおりになっております。 それから、宍粟市の特別職の期末手当の支給率の推移ということで、事前にお配りしております資料の13ページに、平成16年以降の人事院勧告の実施状況、宍粟市の一般職の状況、それから特別職の状況、議会議員の状況ということで、それぞれ、年度ごとの支給率の推移というのをもまとめておりますので、参考にご覧いただければと思います。 非常に簡単なんですけども、説明は以上となります。 よろしくお願いします。 はい。ありがとうございます。 今、事務局のほうから説明があったんですが、今回につきましては、昨年と違い、期末手当の支給率のみということで諮問がされておりますので、よろしく検討をお願いします。 基本的には現状維持か引き下げるべきか、または別の方向性などについて、ご意見がありましたら、よろしくお願いしたいと思います。 人事院勧告の状況、県内の他団体の状況、先ほどの資料の説明もありましたけども、そういうことを含めまして、ご意見をいただけたらと思います。 事務局のほうで、ここ数年の経緯みたいなものがあれば、追加で説明をお願いします。
--	--

岩本係長	資料につきましては、先ほども見ていただきました13ページになります。 宍粟市特別職等の期末手当支給率の推移とある資料になります。 最近の傾向といいますか、状況を説明させていただきますと、大きく二つに分かれています。 まず平成28年のところをご覧くださいなのですが、平成28年につきましては人事院勧告がプラス0.1月が出されて、職員はそれに準拠するという事で同じくプラス0.1月、特別職と議会議員につきましてもプラス0.1月となっています。 次に平成29年を同じように見ていただきますと、人勧と一般職はプラス0.1月となっていますが、特別職と議会議員につきましては据え置きとなっています。 これは、平成29年以降について、この審議会のなかで、期末手当の支給率についても議論をしていただくようになった結果、平成29年当時、一昨年、昨年も含め、引き上げるべきではない、据え置くべきだということで、審議会の結論を出していただいて、それを受け、このような形になってます。 平成28年までは、概ね人事院勧告に基づいて、上げたり下げたりしてきています。 ただ、途中、13ページの右側に※印で説明を書いているところがありますが、平成17年の場合は、0.05月引き上げるということで進めておりましたが、提案した条例を議会のなかで議員が否決されたので、議員だけ、0.05月上がらず、据え置きになっています。 平成28年までは、少し違いはあるにせよ、概ね人事院勧告に準じた形で、この審議会には諮らず、引き上げたり、引き下げたり、据え置いたりいうことで続いていました。 平成29年以降につきましては、この審議会でも、期末手当の支給率についても、審議いただいております、結果として、今のところは、平成29年以降は据え置きが続いている状況となっております。 最近の経緯や状況としましては、以上になります。 はい、ありがとうございます。 今年については、3月からコロナの影響の関係で、いろんな意味で、一般職も含めて、一般の社会人につきましても色々な見方がされてると思うんですけども、焦点は恐らくそこら辺から考える必要もあるかと思います。 今、事務局から説明していただいた中で、基本的には一般職と、特別職は違うと言いますか、並行されないというようなことがあるんですけども、これら
---------------------	---

	の説明も踏まえたうえで、何か意見、質疑ありましたらよろしくお願ひしたいかと思ひます。
■	先ほど会長が言われたように、今年はコロナ禍という、いろんな意味でも、地域の中でも色んな影響を受けてるところも多いと思うんで、今回、人事院勧告のこともあつて、まあ上げることはないし、下げるか、現状維持にするかということ考えています。
	現実として、宍粟市の中で産業や地域経済がどれだけのマイナスを受けているのか、そういうことを考慮すると引き下げる方向かと思ひます。
■	質問がありまして、13ページを見ますと一般職の方につきましては、マイナス0.05か月っていうことで、4.45月っていう形になっていますけども、別にお配りいただいた「宍粟市及び県内類似団体等の特別職・議員等の期末手当支給率の改定状況」で言ひますと、他のところがですね4.5月になっています。 これは、このままでいきますと、これよつて4.45月になるという捉え方をしてよろしいでしょうか。
岩本係長	そのとおりです。 こちらのA3で挙げておりますのが、Cの縦列については、現在の市長及び議員の期末手当の支給率となります。 これを、今年の改定、仮に人事院勧告どおりにいくのであれば、マイナス0.05月するわけですが、そうすると、4.45月になるという形になります。
■	ありがとうございます。 こういった話をする場合にですね、多分必要になるのが、やはり宍粟市の財政状況でありますとか、あるいはそれに伴ひまして宍粟市が他と比べてですね、どうなのかっていうことが、一つ問題になってくるのかなと…。 その中で今までですね、人事院勧告を受け他の団体が上がっている状況の中で、宍粟市は上がっていないという事は、それにも理由があつて、こういう形になっているかと思ひます。その比較ができれば、今回結論が出るのではないのかなと思ひます。 なかなかこの状況の中ではですね、引き上げの話は難しいのかなと思ひます。基本的には据置きか、引き下げるかの選択かと思ひます。 それと、もう1つは、特別職の中で、議員とそれ以外の特別職に分けて考えるかどうか、ということもあるかと思ひます。 去年も同じような状況でしたけれども、新聞等で報道されている状況がござ

	いますので、そういうことを考えると…。 一般職の職員の方との比較っていう部分もあるかと思いますが、なかなかですね、据置きという結論はちょっと難しいのかなと思います。 すいません。少しまとまりがないんですけども。
	（雇用創造協議会の件で）少し新聞とかテレビを賑わしましたので、その辺りは影響が何か、一般の市民から見ると、やはり民間の会社でも、経営者が変わったり、また給与とかもカットして、それなりのペナルティとかいうのもありましたが、私もそういう立場じゃなかったんで、分からないのですが。 まあ何か、甘いというような気がしますけど、ただ、市長がやられていたことは非常に前向きなことであって、やはり冒険しないと、いろんな、前向きにいかないと思うんですけども…。 そこら辺を考えると、私も自分で商売をしてたんですけども、自分のミスとか、何かあると責任をとったりしていましたし、資料を見ていますと、何年か前に明石でも泉市長が問題になってましたけど、あの時はどうされたか覚えていないんですけども、自主返納されたのか、初めからある程度だったのか、ちょっとその話、その辺りはわからないんですけども…。 何かそういう資料、これは円満に行った場合で、県内の類似団体の表があるんですけど、ちょっとどういう責任のとり方がよいのか、はっきりわからないんですけど。 議員の方もそれを制止できなかったということで、ちょっとペナルティがあってもいいんじゃないかなと思いました。
	基本的には現状維持か、下げるといような方向にいくんじゃないかと思いますが、現実には新型コロナが今年ありまして、来年の4月か5月には議会も市長も選挙があります。 ここで今、 委員が言われたことは、はっきりと何かの形で出るのではないかなと思います。 それで、今から半年ほどの間に新しいといいますか、来年になりましたら今年1年のコロナの関係でいろんなことを検討しながら、新しいまた報酬等を審議するときは来るのかなと…。冒頭に言われましたように、今回は期末手当の支給率の問題がメインになります。 市で、いろいろな問題がありました。 そういうところも勘案をしていかないといけないと思うんですけど…。 最終的には、この半年の間にきちっと、おそらく何かの形で、出てくるかと思っています。

	今回については、期末手当の支給率をどうするかというところに、取りあえず絞っていただいて、考えていただければということで個人的には思います。 私も引き上げるという選択はなく、据え置くか、あるいは人勧にある0.05月という数字を目安に引き下げる方向かと思います。 平成16年からのことを考えましても、人勧と違う数字で改定されたケースはほぼなく、基本的には人勧に沿っているのかなという感じになっており、例えば0.05だけど、0.02にしましょうとか、0.01にしましょうっていう、その率を変えることはないかなと思います。 だから、据え置くか、0.05月引き下げるかと思っています。 宍粟市の場合は、5年前ぐらいから報酬審議会のなかで期末手当支給割合を審議しており、先ほど事務局のほうから説明があったように、平成29年から据え置きが続いています。 市民感情的には、いろんなことがあったりして、そんなに支給する必要はないような感じもあるかなとは思いますが…。 ただ、それは、役職の部分ではなく、個人の部分にあたるかと思います。 この宍粟市の市長として、また、次の選挙で新たな人になるかどうかはわかりませんが、続いてお仕事される人が、ここで審議した額を引き継がれる形になることも踏まえると、今のことだけではなくて、将来的なことも考えていくことも一つの見方ではないかなと思います。以上です。
	ありがとうございました。ほかに何か…。
	現実的にすごい厳しい中にいます。 私は[]に従事していますが、新型コロナの関係で仕事量も増えて、気をつけなければいけないことも多々あり、また、施設の利用者さんのこともあり、厳しい中で働いています。 今回、このタイミングで人事院勧告が出て、先ほど副市長が諮問という形で、諮問書を読まれました。実際、今回の雇用創生協議会の問題に対しての審議をされていますが、ご自身から減額するとか、そういう部分を感じられなかったです。 やっぱりこの宍粟市で、市長がどれだけの仕事をしているのか、それに対する成果とかも見えてこないです。 宍粟市に居るものとして、ちょっと納得出来ません。 去年の会議のときに市長の役割ということで、資料を出していただきましたけど、やはりそれだけ地域の市の代表として、市政運営を担う立場として、責

	任っていう部分を、本当はこの審議会の前にはっきりしていただけたらよかったなと思っていました。 それらを踏まえて、やはり、引き下げるべきかと思います。 多くの子育て世代、若い人たちから、怒りの声を聞きました。 厳しい中で、少しでもいろんな支援金とかをもらえるように手続とかしているのに、市の対応が悪いとか、そういうふうなことを聞いたりする中で、やはり市長以下職員が一丸となって、市民のために、真摯な対応をしてほしいということを感じますので、納得できないかなと思います。 やっぱりちゃんとした対応が必要でありますし、その結果を議会で話されてはいたものの、厳しい対応をしても良いのではないかと思います。
	これはある意味で職員にも責任があり、それから議会も、三役も、現実にはそうかと思います。 まだ結論が出てないと思いますが、新聞報道等によると後2,600万ほどを返す必要があるというところで止まってるようです。そのあとどうなったかは聞いていませんが、、ただ、原因はあったのだと思います。 雇用創生事業についても、雇用創生協議会事務局の人から、宍粟市でやるときに話を聞きました。内容的には、いいことやったと思います。 ただ、やり方は間違っていた。 一宮の北部のほうでは、少し進めていたようだが飛んでしまったという話は聞いている。冒頭に言いましたように、市の職員もそうですし、当然、議会もそうですし、その決を出した市長もそうだしということになるんですけども、そこら辺をどこまで加味するかという部分はある。 しかし、おそらくあと半年の間で、色んなことが出てくると思います。 今日の審議については、期末手当の支給割合をどうするのかいうところに絞って、現状維持にするのか、ここに書いてあるマイナス0.05月なのか、いやいや、もう少し違う視点で考えたほうがよいのか、今日はそういった部分で審議いただければと思います。 私自身も、雇用創生協議会の問題が良いことやったとは思っていません。
砂町次長	質問ですがよろしいでしょうか。 16ページの資料の標準財政規模なんですけども、こちらは、規模が大きいほうが良いとか、そういう指標になりますか。 この標準財政規模といいますのは、その町が、標準的な一般的な行政運営をするのにどれぐらいの財政規模が必要かということで出される数値です。

砂町次長	従いまして、大きければいいとかいうものではなく、国のほうで客観的に人口規模であるとか、合併の有無であるとか、そういったことを判断して、地方交付税の算定上、こういった数値が出てくるものでございます。 一概にその数値の大小だけで判断するものではないということになります。 この数値がですね、県内19位っていう形で書かれてますけれども、ほかの指標ですね、将来負担比率であるとか、実質公債比率であるとか、財政調整基金については、少し大きな順位になっているので、つたない話で申し訳ないんですけども、ほかの人口規模から比べると、宍粟市は財政規模が大きくなっているっていう考えでよろしいでしょうか。
砂町次長	例えば赤穂市と人口を比較していただくと、人口からすると赤穂市のほうが若干多いかと思います。 ところが、この標準財政規模を見る限り、赤穂市より宍粟市のほうが、数値が上となっています。これは宍粟市が裕福だとか、そういったことではなく、当然、宍粟市は4町が合併しておりますので、合併して面積も大きくなっていることから、行政の運営は効率悪い部分も出てきますので、そういったことも考慮して、これぐらいの費用が必要だろうということで、赤穂市より大きな数字になっているところです。 実質公債比率や将来負担比率も一つの指標にはなっていますが、県内の順位では高い位置ではございませんが、国が示す危険ラインとかには到底そこまでする見込みではございませんので、一定、安心できる数値で推移をしておるというふうに捉えています。
砂町次長	続けてになりますけれども、その標準財政規模っていうのは基本的には、良いとか悪いとかという、数値的な部分ではあまり指標としてはないということではよろしいでしょうか。
砂町次長	この数値が多いから少ないから、財政が豊かだとか悪いとかという判断をするものではないということでございます。 ほかのですね、やっぱラスパイレス指数ですか、この辺は総務省のホームページとかを見れば確認ができたとかする数値だと思うのですが、一般的にその財政状況が良いか悪いかっていう数値の指標の中でとらえられているということですので、ちょっと開きがあったので、お伺いしました。 財政的には、こちらの5つの指標ぐらいをもって、県内での順位っていうこ

砂町次長 ■■■■■ ■■■■■ ■■■■■	とが分かるということですかね。 あくまでも財政指標の1つということですので、財政力指数というのはやっぱり、こういった標準財政規模、これだけの規模を運営するのに税収がどれだけあるのか、という割合でございます。 宍粟市は企業等が少ないこともあり、県内で低い順位になっております。 ただ、財政が厳しいかどうかという一つの判断として、例えば、毎年の財政運営が、貯金（財政調整基金）を赤字補てんで取り崩さないといけないかどうか、これも一つの大きな視点だと考えています。 宍粟市につきましては、昨年度は災害復旧など特別なものがありましたので、それに当てるために財政調整基金の取崩しを行いましたけれども、それ以外については財政調整基金の取崩しを行わずに、毎年の財政運営ができていくということから考えると、一定、厳しいなりの財政運営ができていくのではないかなというふうに捉えています。 ありがとうございます。おっしゃっていただいた内容を踏まえていきますと、ここ数年の中で、好転したかっていうと、好転というよりは現状維持、言葉が正しいか分かりませんが、その部分で、ほかの物価とかいろんなものを勘案した人事院勧告によるマイナスの部分を含めて考えた場合に、そこと違うだけの部分（プラス要素）があったのかっていうと難しいのかなと。 基本的には、スライドと同じ感じで、期末手当支給割合を引き下げるっていうのが通常の選択になると考えられるので、そうした場合に、良いことがあったのか、悪いことがあったのかっていうと、そちらのほうについても先ほどから意見が出てるとおりかと思います。そういうことであれば、人事院勧告のとおり引き下げるというのが妥当じゃないかなと考えます。 難しい判断をしないといけないとは思いますが、基本的に、私は、コロナの関係、コロナの影響を踏まえ、引き下げるべきではないかと考えています。 どういう形ですかですが、いろいろと数字的なものを出していただいて、人勧プラスもう少し何かを考えるのか否かだと思うんですけど。 そこら辺も踏まえてね、ちょっと考えていただくということでよろしいですか。 今回の検証委員会では返還金の金額も示されていましたが、改めて宍粟市としてどう考えてるんだっていうのが…。少し難しいですね。 支給割合を下げればという案が出てますけども…。
--	--

■■■■■	来年の選挙ではそのことがメインを問われることになると思います。 それを、選挙に出ること逆もあると思いますけど、それらを含めておそらく何かの形ではっきり出ると思います。 来年の5月以降に、こういった報酬審議がなされる場合は、いろんな意見を聴取しながら進めていただきたいと思います。 今回、色々と意見を言っていた中で、この人事院勧告のマイナス0.05月でいくのか、どうか…。
岩本係長	今日配布されたA3の資料に、たつの市以下ほとんどの団体が人勧どおりっているのが…。 期末手当の支給割合を審議してるところっていうのはどこか分かりますか。 宍粟市以外で、この期末手当の支給率について審議されているところは、確認した団体の中にはありません。 基本的には、ほとんどの団体で、人事院勧告に準じて、上げたり下げたりされてます。 その中で、もちろん他の市も、報酬審議会をされていますけれども、報酬審議会をされるときに、いわゆる年収ベースを考えると、例えば「報酬88万を80万にしよう」とかいう考え方のなかで、その数字に、期末手当支給割合であるこの4.2か月とか、4.5か月を乗じることで、期末手当の支給割合について、あわせて審議をされている形ようです。宍粟市のような形で期末手当の支給割合のみを審議されている団体は、今回確認した団体の中にはありませんでした。 また、丹波市につきましては、平成17年から昨年まで開催されてなかったようなのですが、昨年開催された結果、報酬自体を約5%引き上げられたそうです。そのなかで、期末手当の支給割合のことは審議されなかったようですが、付帯意見として、期末手当の支給率については、今後議論していくという話が出ているそうです。 ただ、おそらくその意味は、今、当市で審議いただいているようなニュアンスではなく、平成17年から支給割合が変わっていないことを踏まえたうえで、審議するべきというニュアンスかと思います。 大分、結論が出かけているように思いますが…。 ■■■■■委員、どうでしょう。指名して申し訳ないですけど…。

	皆さん色々と考えがあるかと思いますが、マイナス0.05月ということで良いかと思います。
	人事院勧告に出ているマイナス0.05月でという意見が多いようですけども…。 それで進めさせていただいてよろしいでしょうか。 委員、よろしいですか。もっと下げた方が良いですか。 また半年後には、色んな厳しいことが出てくると思います。 それでは、今回は人事院勧告と同様に0.05月マイナスという形で進めさせていただいてよろしいですか。
委員一同	(異議なし)
	ありがとうございます。 それでは、この後のことについて、事務局から説明を…。
	すいません。A3の資料にあることを教えてもらいたいんですけど。 特別職の加算率っていうのは。
前田部長	期末手当を算出する際、役職によって10%を乗じたり、15%を乗じたりということがあります。 給与×期末手当支給割合×110/100になりますので。 例えば12月の期末になると、880,000×2.15か月×110/100で、加算率分として、約20万くらいプラスになる形です。
	それは決まっているということですか。
前田部長	そうです。
	わかりました。
	それでは審議はしていただいたということで、答申については人事院勧告どおり0.05か月マイナスということで、よろしいですか。
委員一同	(異議なし)

岩本係長	はい、ありがとうございます。 答申はそういう形で。 6 確認事項等 今後のことを説明させていただきます。 今回、皆さんで期末手当の支給割合については0.05月マイナスということで、結論を出していただいたんですけども、この後、答申書の素案について、今日の審議に基づき、事務局のほうで作成させていただきます。 出来上がり次第、郵便でそれぞれ委員さんへ送付いたしますので、確認をお願いします。 修正があれば、ご連絡いただくということで、郵便や電話、ファックス等でやりとりをさせていただくということによろしいですか。 また、もう1点、この事前配付資料のなかで、平成30年度や令和元年の答申、会議録をつけていますが、雰囲気としては同じような形で会議録、答申書を作成いたします。今日いただいた意見を踏まえた内容で作成させていただきますが、「これだけは言いたい」といった内容がありましたら、昨年もそうさせていただきましたが、付帯意見として書かせていただきます。何かありましたら、委員の皆さんからご意見をいただけたらと思います。
岩本係長	答申案を送ってきていただいた時にそこに書いても良いですか。 大丈夫です。 今日の意見に基づき、一定、付帯意見を作成した状態で送付いたしますが、提言すべき事項とか意見要望といったことがありましたら、おっしゃっていただけたらと思います。
岩本係長	基本的には、答申書に記載する場合は、やはり委員が納得しないと…。 もし新たに書き加えるような事項がある場合は、それぞれ委員に送って確認をお願いします。
岩本係長	わかりました。 そういうことで、答申ができあがり次第、各委員さんへ送らせていただきますので、それを見てまた意見があれば言っていただくということによろしいですか。

委員一同	(異議なし)
大坪会長	7 閉会 それでは閉会のあいさつをお願いします。
谷笹職務代理	では、今日は長時間にわたり活発な御意見いただきまして、審議ができ、ありがとうございました。 久しぶりに皆さんに会えて良かったなと思ったら、またこれで終わりということになるのですが、今後ともよろしくお願いします。 ありがとうございました。 お気をつけてお帰りください。